

6情審第12号

令和6年(2024年)11月18日

審査庁

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市情報公開・個人情報保護審査会

会長 磯山 貴洋

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条の規定に基づく、  
調査審議の結果について（答申）

令和6年(2024年)6月11日付け6法第30号により諮問のあった、令和6年  
(2024年)4月8日付け審査請求に係る決定の適否について、別紙のとおり答申し  
ます。

## 答申書

### 第1 審査会の結論

令和6年(2024年)2月1日付け5つくば第[ ]号でつくば市長(以下「処分庁」という。)が行った行政文書不開示決定処分(以下「本件処分」という。)は、違法又は不当な点はなく、妥当である。

### 第2 事案の概要

- 1 令和6年1月19日、審査請求人は、つくば市情報公開条例(平成27年条例第27号。以下「本件条例」という。)第3条の規定により、請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項(本件条例第4条第1項第2号)を「A課の[ ]さんのR5年7月1日～R6年1月19日までの期間の在宅勤務状況及び在宅理由がわかる書類」(以下「本件対象文書」という。)とする行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 令和6年2月1日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。不開示の理由は「在宅勤務のような勤務形態に関する文書は、特定の個人に関する情報であり、かつ公務員の職務の遂行に直接関係がある情報ではない(つくば市情報公開条例第5条第1号該当)。また、近年、職員に対する不当要求や強要と考えられる事案が発生していることから、開示請求されている情報を開示することは、当該職員に強い精神的負担を与え、ひいては心身の不調につながり、職員の日常生活の平穏が害されるおそれがある(同条例同条第4号該当)。したがって、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、上記不開示情報を開示することとなるため、当該文書の存否を明らかにすることはできない。」とした。

- 3 令和6年4月8日、審査請求人は、つくば市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

職員の仕事は、公務であり、私的な仕事ではない。なぜならば、全て税金を投入して行う業務である。全て個人的なプライベートのものと判断することは、誤認であり、この内容がプライベートとの考えは、都合が悪い事案は、全て隠蔽できることになるため、本件処分の取り消しを求める。

### 第4 処分庁の主張の要旨

- 1 本件処分に係る開示請求は、つくば市職員の氏名を特定して請求されたため、本件条例第5条第1号に該当する特定の個人情報であるが、公務員については、同号ウの規定により当該情報が公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を公開することとされている。本件開示請求は在宅勤務状況が対象となっているが、在宅勤務状況は、公務員の情報であっても職務の遂行に直接の関連を有するものでないため、開示すべき行政情報でない。

また、開示請求の対象文書である在宅勤務命令簿及び在宅勤務実施報告書は在宅勤務をした場合に限り作成されるものであるため、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、職務の遂行に直接の関連を有しない個人情報を開示することとなる。

- 2 つくば市では近年、市職員に対する不当要求や強要が多く発生しており、本件開示請求によって、特定の職員が自宅等における勤務を実施していることが明らかになれば、不当要求等をする者が自宅を探索し、ひいては職員の自宅へ直接訪問するおそれが生じる。開示請求されている情報について個人の氏名が明らかな状態で存否を答えることは、特定の職員の在宅の可能性に関する情報

を一般に公開することであり、このことは当該職員に強い精神的負担を与え、ひいては心身の不調につながり、職員の日常生活の平穩が害されるおそれがあることから、本件条例第5条第4号に該当する。

- 3 以上のことから、本件開示請求に係る文書の存否を明らかにすることはできないため、本件審査請求の棄却を求める。

## 第5 調査審議の過程

当審査会は、本件審査請求について、以下のとおり、調査審議を行った。

令和6年7月31日 審議

令和6年10月2日 審議

## 第6 当審査会の判断

### 1 検討内容

本件開示請求は、審査請求人が、特定の職員の在宅勤務状況及び在宅理由が分かる書類の開示を求めたものであり、処分庁は、その文書の存否を答えるだけで本件条例第5条第1号及び同条第4号の不開示とすべき情報を開示することとなるとして、本件条例第8条の規定により当該文書の存否を明らかにせず、不開示決定処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているところ、処分庁は本件処分を妥当としていることから、以下、本件条例第8条の存否応答拒否の妥当性を検討するとともに、本件条例第5条第1号及び同条第4号への該当性について検討する。

#### (1) 本件条例第5条第1号への該当性について

本件条例は、第5条において行政文書の開示義務を定めるとともに、開示義務が除外される情報（以下「不開示情報」という。）を同条に列挙している。

同条第1号では、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情

報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示とすることを定めているが、公務員については、同条同号ウにより、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を開示することとされている。

まず、本件開示請求は、職員の氏名を特定して請求されているため、個人に関する情報に該当するものと認められる。

次に、本件条例第5条第1号ウの該当性を検討すると、「職務の遂行に係る情報」とは、担任する職務を遂行する場合における活動についての情報を意味するものであり、行政処分その他の公権力の行使に係る情報や職務としての会議への出席、発言等、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報がこれに当たる。

一方、つくば市の在宅勤務命令は、全職員が対象となっているものの、介護、育児、ケガ等の事由により、通常の勤務地から自宅又は親族宅へと職務の遂行場所を変更する場合に「在宅勤務命令簿」により発令されるものであり、職務の内容は通常の勤務と同等である。

このことからすると、在宅勤務をしているか否かという情報は、具体的な職務の遂行と直接の関連は無く、職務の遂行に係る情報には該当しない。

したがって、本件開示請求に係る文書は、本件条例第5条第1号の個人情報であり、かつ、職務の遂行に係る情報ではないため、不開示情報である。

#### (2) 本件条例第5条第4号への該当性について

本件条例第5条第4号では、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とすることとしており、ここでいう公共の安全には、犯罪の予防やつきまとい等の規制も含まれると解される。

本件開示請求において、審査請求人は特定部署の個人の氏名を具体的に示し

た上で、「R5年7月1日～R6年1月19日までの期間の在宅勤務状況及び在宅理由」が分かる行政文書の開示を求めており、当該職員の特定の期間における特定の行動を探索する請求であることは明らかである。

つくば市では近年、職員への不当要求や強要と思われる事例が増えており、過去の対応の中には、退去命令の発出まで至った事例があることを鑑みれば、処分庁が主張する「特定の職員が自宅等における勤務を実施していることが明らかになれば、不当要求等をする者が自宅を探索し、ひいては職員の自宅へ直接訪問するおそれ」があることも否定しがたく、職員の日常生活の平穏が害されるおそれがあるため本件条例第5条第4号にも該当するといえる。

### (3) 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性

在宅勤務命令簿及び在宅勤務報告書は、在宅勤務を実施した場合にのみ作成されるものである。本件開示請求が個人名を明示して行われていることからすると、その存否を答えることは、在宅勤務を実施したかどうかという個人に関する情報を公開するに等しい。また、当該情報が一般に公開されることで当該職員に強い精神的負担を与え、職員の日常生活の平穏が害されるおそれも否定できない。

したがって、本件開示請求に対して、文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件条例第5条第1号及び同条第4号の不開示情報が開示されることになるとして、本件条例第8条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにせず、本件処分を行った処分庁の判断は妥当である。

## 第7 本件処分について

第1～第6のことから、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はない。